

指名停止措置の概要

1. 指名停止業者名

登録番号	商号又は名称	代表者名	本社所在地
601	有限会社 邦栄商事	知念 邦雄	石垣市字新川 2429

区分	格付
県内市外	土木ーなし

2. 指名停止期間

令和7年10月17日 ～ 令和8年10月16日（12か月間）

※指名停止期間については、新たな事実関係が判明した時点で変更もありえる。

3. 指名停止措置の範囲

糸満市が発注するすべての工事等（下請けを含む）

4. 指名停止措置理由

（有）邦栄商事の代表取締役が、本市発注の公園遊具の選定を巡り、特約店契約を結ぶ会社の遊具が採用されるよう便宜を図る見返りとして、本市職員に家電製品を提供したとして、令和7年9月10日に賄賂容疑で沖縄県警に逮捕されたことにより、「糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2条に基づく別表第2第1号イに該当するため。

「糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第2条に基づく別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（賄賂） 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が糸満市の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕され、又は逮捕を経てないで公訴を提起されたとき。 <u>イ 代表役員等</u> ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から <u>4か月以上12か月以内</u> 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内